

令和8年度 結婚新生活支援事業補助金

結婚に伴い杵築市内で新生活を始める夫婦を経済的に支援するため、
新生活に必要な引越費用や家賃等の費用を補助します。

補助額

婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下 上限60万円

夫婦ともに39歳以下 上限30万円

対象となる世帯 以下のすべてに該当する世帯

- 令和8年1月1日以降に婚姻した夫婦
- 婚姻日において夫婦ともに39歳以下の新婚夫婦
- 過去に本補助金の交付を受けたことがない世帯

対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で支払いを行った
下記の費用

住宅費用

引越費用

リフォーム
費用

住宅費用（取得費用・賃借費用）

市内に物件を購入する際に要した費用又は賃借する際に要した費用、賃料・敷金・礼金・共益費及び仲介手数料
※ただし、勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は補助対象外

引越費用

引越業者又は運送業者に支払った費用

※ただし、勤務先等から引越費用に係る手当が支給されている場合は、当該手当分は補助対象外

リフォーム費用

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築・設備更新等に要する費用

※ただし、住宅以外の倉庫、車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用は補助対象外

お問い合わせ先

Tel. 0978-62-1814

Mail. machidukuri@city.kitsuki.lg.jp

杵築市役所 協働のまちづくり課 移住定住促進係

詳細については、上記担当課へお問い合わせください。

結婚新生活支援事業の対象となるか、以下のフローチャートでご確認ください。



○新婚夫婦である。※婚姻日が令和8年1月1日以降である。

いいえ



はい

○婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下である。

※申請日時点で取得できる令和7年度所得（課税）証明書の額により確認します。なお、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、その年間返済額を控除した額となります。

いいえ



はい

○補助の対象となる住居が杵築市にあり、定住する意思があること。

○夫婦の双方の住民票が補助の対象となる住居にあること。

いいえ



はい

○他の公的制度による家賃補助または助成金を受けていない。

いいえ



はい

○市税等の滞納はない。
○夫婦ともに暴力団員ではない。

いいえ



はい

○本制度による補助を受けるのは初めてだ。

いいえ



はい

申請できる可能性があります。担当課へご相談ください。



該当しません

交付決定時にアンケートを配布しますので、ご協力をお願いいたします。